

ご利用いただける方		個人（個人事業主を含む）で当組合の組合員の方（今回加入でも可）
預入期間		5年
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	100万円以上 999.9万円以内 ※お預入金額は合計で一人様999.9万円以内といたします。
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いいたします。
適用金利		年利 0.07% ただし、この利率の適用期間は平成30年12月28日までとし、平成31年1月以降はその時点の金利情勢に応じ決定いたします。（3ヶ月サイクル）
利息	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をいたします。
	利払方法	満期日以降に一括してお支払いいたします。
税金		・お受取利息には20%（国税：15%、地方税：5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・適格の方は「マル優」の取扱ができます。
期限前解約時の取扱い		当組合がやむを得ないものと認めて、満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率により計算いたします。
満期日以後の利息の取扱い		解約日の普通預金利率により計算いたします。
金利情報の入手方法		各営業店窓口設置の金利表示ボードでご確認いただくか、直接窓口へご照会ください。 また、当組合ホームページでもご確認いただけます。
その他参考となる事項		この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

苦情処理措置
紛争解決措置

・ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。

【長崎三菱信用組合 経営管理本部】

受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く）

電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル）

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

(<https://www.ryo-sin.co.jp/>)

・ 紛争解決措置

福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く）

電話 : 03-3567-2456

住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）



長崎三菱信用組合